

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

平成23年（2011年）に、スポーツ振興法が50年振りに改正され、スポーツ基本法が制定されました。

スポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、更に我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

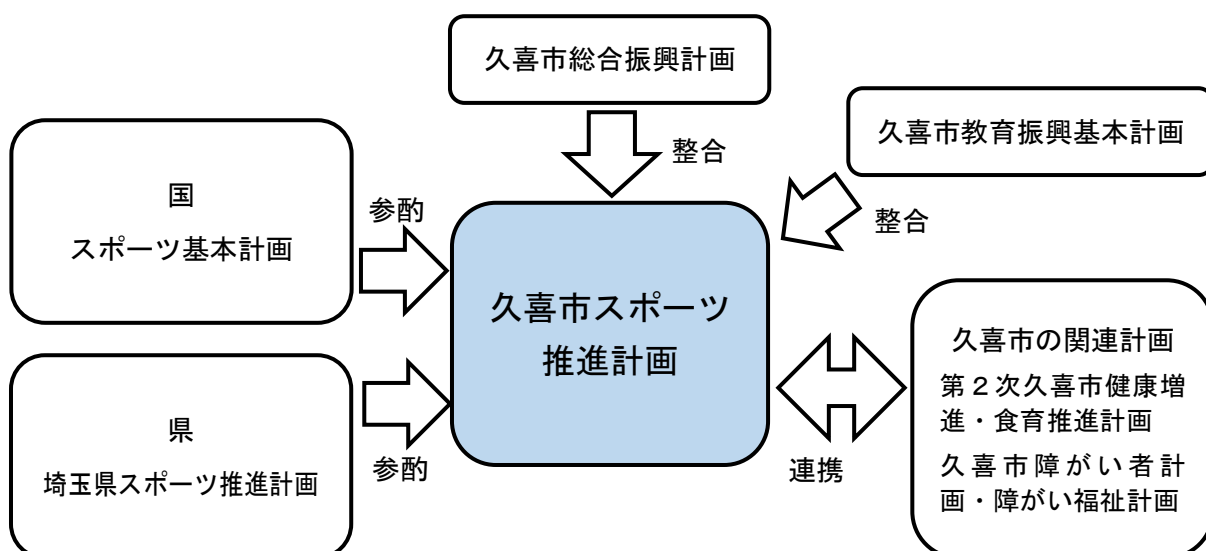
そして現在のように、少子・高齢化などの社会の構造や生活環境が大きく変化する中においては、スポーツの果たす役割・意義がますます重要になってきており、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といったスポーツへの多様な関わり方を通して、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えていくことが重要です。

国では、平成24年に「スポーツ基本計画」を、県では、平成25年に「埼玉県スポーツ推進計画」を策定することで、計画的なスポーツの推進に取り組んでいることから、これらの計画を参酌し、「久喜市総合振興計画」、「久喜市教育振興基本計画」におけるスポーツの振興に関する諸施策を踏まえ、本市のスポーツの将来像やスポーツ推進に関する施策の体系を明らかにした久喜市スポーツ推進計画を策定するものです。

1-2 計画の性格、位置づけ

- (1) この計画は、「スポーツ基本法第10条第1項」に基づき、本市がスポーツを推進するための基本的な方向性を定める計画として策定するものです。
- (2) 国が平成24年に策定した「スポーツ基本計画」並びに埼玉県が平成25年に策定した「埼玉県スポーツ推進計画」の内容等を踏まえて策定するものです。
- (3) 平成25年3月策定の「久喜市総合振興計画」を基本とし、「久喜市教育振興基本計画」など、関連する諸計画との整合を図りながら策定するものです。
- (4) 地域に関わるすべての人々が、体力・年齢等に応じて、生涯にわたってスポーツに取り組む方向性を示すものです。

【各計画の関連図】



1-3 計画の期間

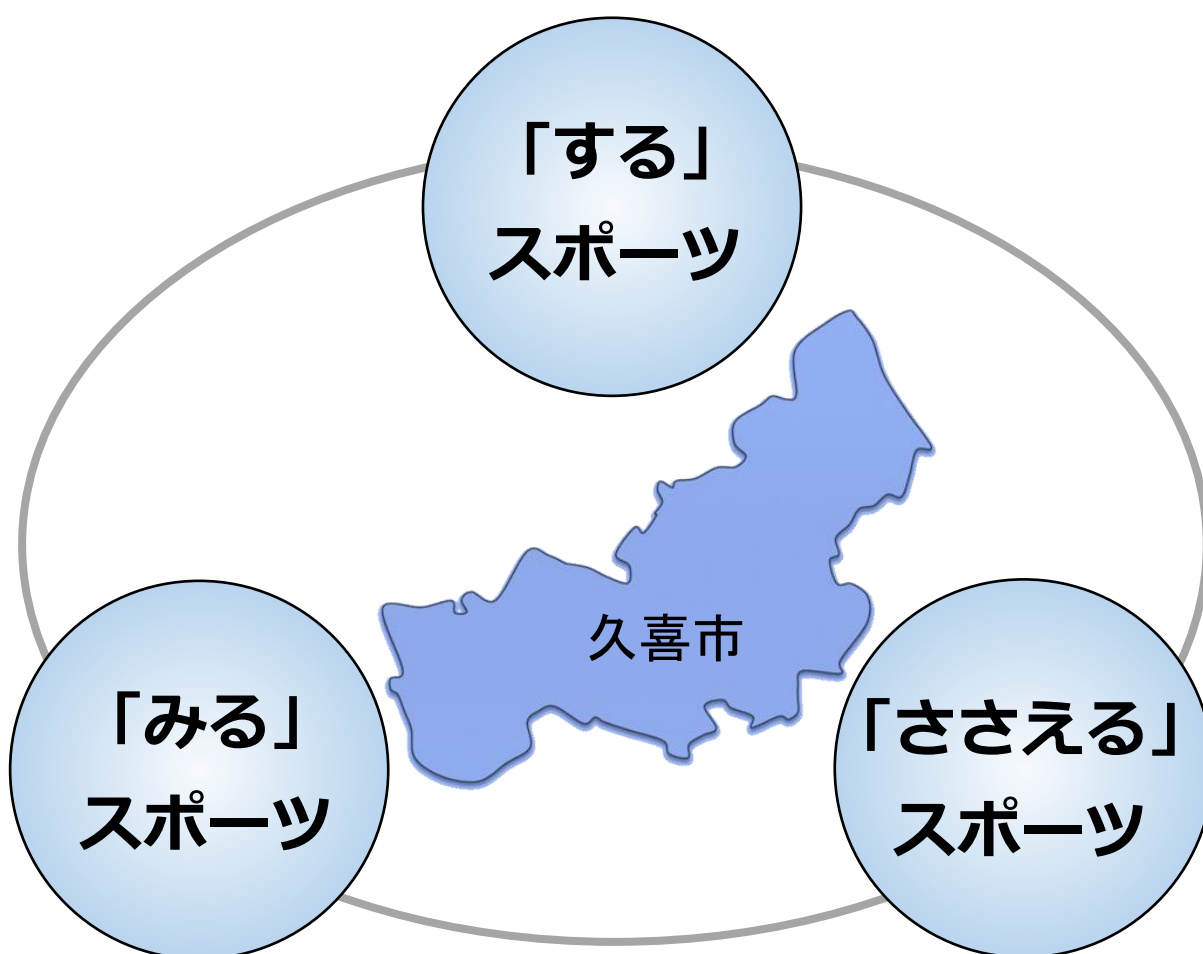
平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
スポーツ 推進計画							
	策定期間						

1-4 計画における「スポーツ」の概念

スポーツとは、スポーツ基本法では、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{かんよう}等のために個人または集団で行われる運動競技その他身体活動」としています。

この考え方を踏まえ、本計画では、競技スポーツはもちろん、体力づくり、健康の保持増進のために計画的・意図的に実施する運動のほか、趣味や交流のために気軽に身体を動かすこと、レクリエーション活動、日常の生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」として幅広く捉えています。



※スポーツには、自らスポーツ活動を行う「する」スポーツに加えて、試合の観戦などの「みる」スポーツ、活動をサポートしていく「ささえる」スポーツという関わり方もあります。